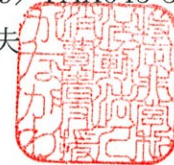


2023年8月30日

株式会社あじまん 御中

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729/FAX045-349-9267
理事長 武井 共夫



申入れ及びお問合せ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴社の運営するウェブサイト（ワンナップLIFE <https://one-up-life.com/>）を調査・検討した結果、問題のある表示が認められましたので、別紙のとおり申入れ及びお問い合わせをいたします。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

第1 申入れ事項

1 申入れの対象となる表示

「地域No. 1」

「業界最安」

2 申入れの趣旨

貴社の提供する「ワンナップLIFE」のウェブサイト(<https://one-up-life.com/>)にて使用されている上記表示を削除するよう求めます。

3 申入れの理由

(1) 不当景品類及び不当表示防止法(以下、「景表法」といいます。)では「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」の表示が禁止されているところ(景表法5条2号)、上記1の表示はいわゆる「No. 1表示」といわれるものであり、一般消費者の選択にかかる有用な数値指標となるためその客観性・正確性は特に重要とされ、公正取引委員会事務総局作成の「No. 1表示に関する実態調査報告」によれば、No. 1表示が景表法の不当表示に該当しないというためには、①No. 1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していること、という2つの要件を充足する必要があります。

(2) しかし、貴社による上記1の表示は「地域No. 1」「業界最安」と表示するのみであり、その根拠となる調査結果の引用も、またそのような調査が行われた形跡もみうけられません。

(3) したがって、上記1の表示は有利誤認表示に該当するため、景表法30条1項2号に基づき、申入れの趣旨記載の対応を求めます。

第2 問合せ事項

1 問合せの対象となる表示

「ゴミ屋敷清掃業者顧客満足度No. 1」

「また利用したいゴミ屋敷清掃業者No. 1」

「女性におすすめの不用品回収業者No. 1」

2 問合せの趣旨と理由

上記1の表示については、「日本トレンドリサーチ調べ」と表示されていますところ、既に述べるとおり、No. 1表示が不当表示に該当しないといえるためには、①客観的な調査に基づいていること及び②その調査結果を正確かつ適正に引用していることが必要ですので、貴社が上記1の表示にあたり「日本トレンドリサーチ」より提出を受けた調査報告書等の資料を全て当法人へご提出いただいた

上で、当該調査報告書等のどの部分を引用して上記1の表示を行ったものか、ご回答ください。

以上